項　　目	算　　定　　方　　法
（略）	（略）
運転資本	営業費等（減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、合成メタン等調達費相当金及び固定資産除却損等を除く。）の合計額の1.5月分とする。
（略）	（略）

別表第３（第５条関係）

超過利潤額等の算定方法

１．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第77条第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、⑵、⑹及び⑺は整理することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

⑴～⑹　（略）

⑺　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給約款の料金を設定した際に整理した託送供給関連部門原価（託送供給約款料金原価等から合成メタン等調達費相当金を除き、事業者間精算収益を加えたものをいう。）の合計額（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理した特定ガス導管事業総原価（託送供給約款料金原価等から合成メタン等調達費相当金を除き、事業者間精算収益を加えたものをいう。）。）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額（合成メタン等調達費相当金を除く。）との差額とすること。

２．～４．　（略）

５．託送供給約款の料金を設定した際に定めた原価算定期間又は原資算定期間が終了した事業者は、１．の規定により作成された様式３第１表の超過利潤計算書を基に、様式第３第５表の乖離率計算書を作成すること。ただし、承認事業者については、作成することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

⑴　想定原価は、託送供給約款の料金を設定した際に整理された託送供給約款料金原価等（合成メタン等調達費相当金を除く。）の合計額とすること。

⑵　（略）

⑶　実績費用は、実際に発生した費用の額（合成メタン等調達費相当金を除く。）とすること。

⑷～⑹　（略）

項　　目	算　　定　　方　　法
（略）	（略）
運転資本	営業費等（減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損等を除く。）の合計額の1.5月分とする。
（略）	（略）

別表第３（第５条関係）

超過利潤額等の算定方法

１．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第77条第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、⑵、⑹及び⑺は整理することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

⑴～⑹　（略）

⑺　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給約款の料金を設定した際に整理した託送供給関連部門原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。）の合計額（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理した特定ガス導管事業総原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。）。）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

２．～４．　（略）

５．託送供給約款の料金を設定した際に定めた原価算定期間又は原資算定期間が終了した事業者は、１．の規定により作成された様式３第１表の超過利潤計算書を基に、様式第３第５表の乖離率計算書を作成すること。ただし、承認事業者については、作成することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

⑴　想定原価は、託送供給約款の料金を設定した際に整理された託送供給約款料金原価等の合計額とすること。

⑵　（略）

⑶　実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。

⑷～⑹　（略）